

## 21 旅館・ホテル・宿泊所

【関連章第7章4】

### 事例2 「簡易宿泊所でベランダのごみ袋に吸い殻を捨てたため出火した火災」

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 出火時分 | 4月 12時ごろ                       |
| 用途等  | 複合用途（保育所、簡易宿泊所） 耐火造 6/0 延 500㎡ |
| 防火管理 | 非該当                            |
| 被害状況 | 建物部分焼 1棟 18㎡、外壁 24㎡等焼損         |
| 概要   |                                |

この火災は、簡易宿泊所5階の宿泊室ベランダから出火したものです。

出火原因は、宿泊客が喫煙した後に、消していない吸い殻をそのままベランダに出していたごみ袋内に捨てたため、火種の残っていたたばこが、ごみ袋内のごみくず等に着火して出火したものです。

宿泊客は開放していた窓から室内に煙が入ってきたので、カーテンを開けると、ベランダから炎が立ち上がっているのを発見しています。

出火建物付近を通りかかった男性は、建物の上階付近から異音が聞こえたため見上げると、煙が上がっているのを発見したため、携帯電話で119番通報しました。

発見者等による初期消火は実施していません。

#### 教訓等

火種の残った吸い殻を可燃物の入ったごみ袋等に捨てると、しばらく無炎燃焼を継続しながら、時間をかけて可燃物に着火するため、就寝中や外出中に出火し、被害が拡大することがあります。

火災が発生した際には、速やかに119番通報を行い、適切に初期消火及び避難誘導を実施することにより被害の拡大防止を図ることができます。

宿泊客に出火防止について注意喚起を確実にを行い、問題が起こった場合は直ちに連絡するように教示するなどの対応をとることが大切です。

また、万が一に備え自衛消防訓練等を実施し、非常時に備えておくことも重要です。



写真 21-4 宿泊室ベランダの焼損状況



写真 21-5 宿泊室内のごみ箱の状況